

短 報
Note

フィリピン会社法における会社の政治献金規制

木 原 高 治*

(平成 22 年 2 月 25 日受付/平成 22 年 6 月 11 日受理)

要約：フィリピン会社法は、母法アメリカ会社法と同様に会社の権利能力範囲内の行為として慈善、学術、教育等への寄付を認める一方で、母法と異なり政治献金は会社の能力外の行為として禁止している。一般に、会社の政治献金は公法により制限されており、フィリピンのように会社法により政治献金を直接規制する例は他になく、わが国の会社法研究上において示唆に富むものであると言える。

キーワード：フィリピン会社法、政治献金、会社の権利能力、能力外の理論

I. はじめに一問題の所在一

会社の政治献金に関する問題は、八幡製鉄政治献金訴訟（東京地判 1953 年 4 月 5 日，東京高判 1966 年 1 月 31 日，最大判 1970 年 6 月 24 日¹⁾）を嚆矢として広く取り上げられ、法律学上、憲法学からは法人の人権享有主体性の問題として、また民法・商法（会社法）学からは、① 2006 年改正前民法第 43 条（現行民法第 34 条）に定める法人の目的が法令・定款等により制限されるとする権利能力の制限に関する規定を会社に適用することの可否及び可とする場合に、会社がなす政治献金が会社の権利能力範囲内の行為か否か、② 会社がなす政治献金が民法第 90 条に規定する公序良俗違反を構成するか否か、③ 会社がなす政治献金が定款に違反し 2006 年改正前商法第 254 条ノ 3（現行会社法第 355 条）に規定する取締役の忠実義務違反を構成するか否かについて研究がなされてきた。また、政治学からは政治倫理、政治制度等の問題として（恒川（1996）p. 1, pp. 9-11, 佐々木ほか編（1999）参照）、経営学からは社会的責任・企業倫理、企業の政治資源性の問題として研究がなされてきた²⁾。しかしながら、会社の政治献金は、政治資金規正法（1948 年，法律 194 号）の 1994 年改正により献金額の引き下げや献金要件の厳格化が図られたものの、会社の政治献金それ自体は容認されている。そのため、会社法上は八幡製鉄政治献金訴訟最高裁判決に対する批判から、会社の権利能力の制限の問題として政治献金規制を図るべきとする見解も根強く³⁾、未だ根本的解決をみていない⁴⁾。

小論では、以上の状況を踏まえ、会社の政治献金について会社の権利能力の制限に焦点を絞り、フィリピン会社法を手掛かりに検討する。ただし、政治献金に関する権利能力が否定されれば、残る②の公序良俗違反と③の取締役の忠実義務違反の問題についてはほぼ解決をみると思われるからである。なお、かかる問題については、民法第 34 条を会社に類推適用することの可否のみならず⁵⁾、独・仏を中心とする大陸法を母法に制定された民法の中に英米法由来の能力外の理論（ultra vires doctrine）を置くことに対

する批判（竹内（2001）pp. 74-75）や英米法では取引の安全への配慮から能力外の理論の適用が緩和されつつあるという批判もある⁶⁾。しかし、2006 年改正民法第 33 条第 2 項により民法第 34 条の会社への適用が認められたため、かかる問題はほぼ解決をみた。会社の政治献金は、民主政治のあり方に影響を及ぼすことは勿論、会社の利害関係者の利益調整を図ることを規制目的の一つとしている会社法上（会社法第 1 条参照）、利害関係者の権利侵害に関わる会社の権利能力の本質を問うものであり、会社法上上の重要な検討課題と言える。

以上の問題意識の下、小論では考察の手掛をフィリピン会社法〔The Corporation Code of the Philippines (Batas Pambansa Blg. 68)〕に求める。同法は、母法アメリカ会社法と異なり会社の政治献金を会社の権利能力外の行為として直接規制している。すなわちアメリカでは公法規制である 1907 年の Tillman Act を経て 1925 年の連邦腐敗行為防止法（Federal Corrupt Practices Act）、1971 年の連邦選挙運動法（Federal Election Campaign Act）により会社の政治献金は禁止されたが（中原（2003）p. 177 以下、桐原（2004）pp. 1-4）、会社法上は規制がない。一方、イギリスでは 2000 年に政党、選挙、国民投票法（Political Parties, Elections and Referendums Act 2000）により初めて公法上の政治献金規制がおかれた（明大政治資金研究会（1998）p. 11 以下（江島稿）、桐原（2004）pp. 4-5）が、会社法上は Director's Report で献金額の公開（§416. CA 1985, Sch. 7, Pt. I, Para. 3-4）をすれば足りる⁷⁾。フランスでは 1988 年のいわゆる政治資金の透明性に関する法律及びその 1995 年改正で会社の政治献金は全面禁止されているが（明大政治資金研究会（1998）p. 125 以下（豊岳稿）、桐原（2004）pp. 7-8）、フランス商法上の規制はない。一方、ドイツでは 1967 年の政党法（Parteiengesetz）で会社の政治献金は制限を受けるが、基本法第 21 条第 1 項との関連もあり禁止されていない（明大政治資金研究会（1998）p. 67 以下（坂口稿）、桐原（2004）pp. 5-7）。以上のように、わが国を含む多くの国で、会社の政治献金が公法規制を受

* 東京農業大学国際食料情報学部国際バイオビジネス学科

ける中(古賀(2004)第7章)、フィリピン会社法は、これを会社の権利能力の制限の問題として会社法で直接規制しており、わが国会社法との比較及び立法政策上において、示唆に富んでいると思われるので、小論ではフィリピン会社法の概要を解説した上で⁹⁾、会社の政治献金規制の内容について紹介する。

II. フィリピン会社法の概要

1. フィリピン会社法小史

フィリピン(Philippines islands)は、16世紀以降19世紀末までスペインに統治され、1898年の米西戦争でのスペイン敗戦によりアメリカ合衆国の統治に代わり、第二次大戦中は一時期大日本帝国統治となったものの、1934年に成立していたTydings-McDuffie Actに基づき1946年にフィリピン共和国(Republic of the Philippines)として独立した。

フィリピンでは、1888年にスペインが1885年スペイン商法(*Código de comercio*)を拡張適用したことにより会社制度が導入された。この商法は、自由主義的なスペイン憲法の影響を受け、任意規定が多く、会社制度は第151条から第169条の僅か19条で規制されていた(黒田(1997) p. 32)。会社形態は'*sociedad anonima*'(実質的には株式会社)と呼ばれ、設立定款や業務規則に基づき指名された役員により運営され、出資者の責任は有限責任で、役員は会社を代表し、特定の役員または法的に承認された代理人は資本と発生利益を報告する義務があった(HILBERO(1991) pp. 1-2, NOLLEDO(2002) pp. 141-144)。

アメリカは1902年にフィリピン法案(Philippines Bill)に基づき、アメリカ会社法に基づく会社制度へ転換する作業を開始し、1906年3月1日に旧フィリピン会社法[the Corporation Law of the Philippines (Act No. 1459 of the Philippines Commission)]が制定され、現行会社法の施行まで約75年に亘り機能した(HILBERO(1991) pp. 1-2, NOLLEDO(2002) pp. 141-144)。

旧フィリピン会社法の立法目的は、フィリピンにアメリカ型の会社制度を導入することにあったが、暫くの間は両者の共存が続いた。事実、旧フィリピン会社法第75条は、「フィリピン会社法の規定が適用できるようになるまで」という条件付で'*sociedad anonima*'を設立することを認め、それまでに設立されていた'*sociedad anonima*'に対しては、そのまま事業を続けるか、あるいは組織変更または新規設立するかの選択権限を与えていた(NOLLEDO(2002) p. 142)。

2. 現行フィリピン会社法の特徴

旧会社法下における経済と事業環境の大きな変化は、会社法の改革を必要としており、時代の変化と事業環境の変化に応える法律が求められていた。1973年憲法第14条第4項では、国民議会(Batasang Pambansa)は一般私法人の設立・運営等に関する規制を一般法に委ねる旨を定めており⁹⁾、かかる憲法規定は私法人の設立・運営に関し政府・議会の関与を廃止することを謳っており、1980年に制

定された現行会社法は、憲法に基づき会社制度の根幹を定めた法律として認識された。その法案提出意見(Cabinet Bill No. 3)は、立法目的として、会社法人は、単に個人的利益獲得を目的とする事業組織としてだけではなく、国家・国民の社会的・経済的發展のために政府の良きパートナーとして資本主義的利益の拡大を図るものとされ、新たな会社法人概念の確立を目的としていた¹⁰⁾。そのため、国民經濟の發展への秩序形成を目的として証券取引委員会(SEC)に広範な権限が与えられた(HILBERO(1991) p. 2)。

フィリピン会社法は全16編149条で構成され、株式会社だけでなく、非株式会社(non-stock corporations)、閉鎖会社(close corporations)、特別会社(special corporations)として学校法人(educational corporations)と宗教法人(religious corporations)について規制しており、法人法的性格を有しているが、法人格自体はフィリピン新民法[Civil Code of the Philippines (Republic Act No. 386)]第1編「人」第1章「人格」第3節「法人格」第44条~第47条に規定されており、また、フィリピンではパートナーシップは法人格が認められており、第9編「債権・契約」第9章「パートナーシップ」第1767条~第1867条で規定されているため¹¹⁾、会社法はすべての法人を網羅したものとはなっていない。

III. フィリピン会社法における会社の権利能力規定と政治献金規制

1. 会社の権利能力とその制限

フィリピン会社法第2条は会社の法人性を定義しており、その根拠はフィリピン新民法第44条第3項に求められ、会社を権利能力の主体としている(HILBERO(1991) pp. 9-12, NOLLEDO(2002) pp. 145-147)。フィリピン会社法では、会社の権利能力はアメリカ会社法と同様に3つの範疇に分類・認識されている。第1は明示の権能(express powers)である。これは、会社法または関連する特許状等により会社に与えられた権能で、具体的には、訴訟を提起しまた提起されること、設立定款を改正すること、業務規則を遵守すること及び改正すること等、フィリピン会社法第36条に列挙されている権能である。第2は黙示の権能(implied powers)である。これは会社法によって明示的に示された権能ではなく、日々の事業を行うために必要とされる権能であり、具体的には、負債・債務の引き受け、通常の契約を締結し、流通証券や商業手形を発行すること等である。第3は付随的権能(incidental power)である。これは会社の存在それ自体に附随した権能であり、明示的権能の権利行使の際、会社が存続するために会社自身によってなすべき直接的に必要な事項である(CASTANEDA, Jr and LEON(2000) p. 353, NOLLEDO(2002) p. 276)。

会社の権利能力の制限は、母法アメリカ法と同様に、フィリピン会社法第45条「会社の能力外の行為」(ultra vires act of corporation)において能力外の理論を採用し、「法人は本法または設立定款により与えられた権限・権力の遂行のために必要またはその遂行に付随する権限を除いて、いかなる権利能力をも行使してはならない」と定

め、明示の権能にかかる付随的権能そして黙示の権能にその権利能力が限られると規定している (HILBERO (1991) 130-132, NOLLEDO (2002) p. 276-278)。すなわち、能力内の行為 (intra vires act) は会社の明示のあるいは黙示の権利能力内の行為として正当なものであるが、能力外の行為は会社の明示のあるいは黙示の権利能力外で行った行為とされ、それは①会社の目的の範囲外で行った行為と②会社法、特許状、または他の法律あるいは会社の存在に対する附随事項により会社と与えられた権能の範囲を超えた行為に二分されている。もっとも能力外の行為は法律に反する会社の違法行為 (illegal act) とは異なり、当該行為が直ちに無効となるものではない (HILBERO (1991) p. 132, NOLLEDO (2002) p. 277)。

能力外の行為の効果については、フィリピンにおいても母法アメリカ法と同様にその適用については取引関係の保護の点から慎重である。すなわち、法解釈上、当該行為がすでに完了している場合は取引の安全の点から追認され、また債権者や株主の総意で同意された場合や公共の権利を侵害しないような場合にも、当該行為は追認されてきている (HILBERO (1991) p. 132, NOLLEDO (2002) p. 277)。それでも旧会社法下において最高裁判所が厳格に対処した事例もみられる¹²⁾。

2. 会社の政治献金規制

フィリピン会社法では、わが国の会社法と異なり、その第4編で会社の権力 (Powers of Corporations) について具体的権限をあげている。すなわち、第36条では会社の権利能力 (Corporate powers and capacity)、第37条では会社期間を延長または短縮する権限 (Power to extend or shorten corporate term)、第38条では株式資本の増加と減少、債券化された負債の引受、発行等に関する権限 (Power to increase or decrease capital stock ; incur, create or increase bonded indebtedness)、第39条では先買権を否定する権限 (Power to deny pre-emptive right)、第40条では資産の売却またはその他の処分に関する権限 (Sale or other disposition of assets)、第41条では自己株取得の権限 (Power to acquire own shares)、第42条では会社資金を他の会社または事業あるいはその他の目的のために投資する権限 (Power to invest corporate funds in another corporation or business or for any other purpose)、第43条では配当金を公表する権限 (Power to declare dividends)、第44条では経営契約を締結する権限 (Power to enter into management contract)、第45条では会社の能力外の行為 (Ultra vires act of corporations) について定めている。このうち、第36条は以下に示すように会社の権利能力を具体的に列挙している。

第36条 会社の権利能力

本法の下で設立された全ての会社法人は以下の権利能力を有する。

- (1) 会社法人名によって訴訟を提起し、また提起される。
- (2) 定款と設立証明書に記載された期間、会社法人名に

おいて存続できる。

- (3) 社印の採用及び使用。
- (4) 本法に従った定款の修正。
- (5) 法、倫理、公共政策に反さない業務規則 (by-laws) の採択とその改正及び廃止。
- (6) 株式会社の場合には、本法に従って株式引受人に対する株式の発行または売却、金庫株の売却、そして非株式会社の場合には会社法人に対する役員承認。
- (7) 法と憲法によって定められている範囲を条件として、会社法人の適法な事業上の取引が適正かつ必然的に必要とする他の会社の証券や債権を含む動産・不動産を購入し、受け取り、譲受または譲渡し、所有し、移転し、販売し、賃貸借し、担保にし、抵当に入れ、あるいはその他の取引をすること。
- (8) 本法に規定された他の会社法人との合併または統合をおこなうこと。
- (9) 如何なる内国会社または外国会社も、政党や候補者の支援あるいは党派心の強い政治的活動を目的とした寄付を行ってはならないということを条件として、公共の福祉、あるいは医療、慈善的、文化的、科学的、市民的または類似の目的が含まれる適正な寄付をすること。
- (10) 取締役、理事、執行役、従業員の年金、退職、その他の計画を定めること。
- (11) 設立定款に定められた目的を遂行するために必要とされる他の権力を行使すること。

以上の規定内容は、アメリカ会社法に定められた会社の権利能力に関する内容とほぼ同じである (§207 (corporate powers) of California General Corporation Law (CGC), §121 (general power) and §122 (special power) of Delaware General Corporation Law (DGC), §202 (general powers) of New York Business Corporation Law (NYBC)) が、第9号の政治献金を会社の権利能力外の行為とする規定はアメリカ会社法にはなく (cf. §207 (e) of CGC, §122 (9) of DGC, §202 (12) of NYBC)、また他の主要国の会社法上においても見られないフィリピン会社法独自の規定である。

3. 政治献金規制導入の社会的背景と制度の限界

フィリピン会社法上における政治献金禁止規定の立法趣旨に関しては、HILBERO (1991)、NOLLEDO (2001) (2002) 等の主要解説書にも詳しい事情は示されていない。

現行会社法の制定に至る1970年代は、60年代後半に政権を得たマルコス (MARCOS, F.E) 大統領により、72年9月から81年1月まで共産ゲリラ活動への規制を旗標に戒厳令が敷かれた (五十嵐 (2004) p. 62)。マルコス政権は、クローニー・キャピタリズム (crony capitalism 取り巻き政治) による汚職や収賄が蔓延し、経営能力のない取り巻き企業や経営者への根拠のない国庫融資はフィリピン開発銀行等の不良債権を増やし、財政悪化をもたらした (モンテス・小池 (1988) pp. 3-6)。この間に成立した1973年憲

法は、マルコス自身が主張した新しい社会実現へ向けた社会的正義を推進するものであったが、特に経済面では、独占禁止政策の強化（第14条第2項）、農地改革の推進（第14条第12項）などが盛られていた（Muyct (2003) pp. 21-23）。また既に見た第14条第4項は現行会社法の立法趣旨に影響を与えた。したがって、フィリピン会社法の政治献金規制は、1973年憲法の趣旨である社会正義の実現と国家の企業への介入を除去するという指針とクロニー・キャピタリズムに対する社会的不信の産物ではないかと考えられ、アメリカ法の影響とは別の観点で制度化されたと考えられる。

しかしながら、フィリピンにおいてかかる規定が未だ十分に機能していないことは、繰り返される汚職（corruption）に示されているとおりである。また、マルコス政権下の取り巻き企業や経営者の汚職や収賄自体も、会社法の適用ではなく、大統領行政命令（Executive Order）による行政規律委員会（Presidential Committee on Good Government : PCGG）による摘発により行われた（モンテス・小池（1988）pp. 5-10）。

会社の政治献金規定の違反に対してフィリピン会社法第144条は取締役等に対し罰金（1,000ペソ以上10,000ペソ以下）、禁固（30日以上5年以下）、会社に対しては解散を命じることができると定め、第143条では取締役等が行った違反行為に関して、SECに規則制定権力を付した罰則権限を与えており、制度運用に関して一定の機能を備えている。しかし、フィリピン会社法は、株主代表（派生）訴訟制度（shareholder's derivative action/suit）が充実しておらず、この点に制度運用上の限界がある¹³⁾。

IV. おわりに一わが国会社法への示唆一

八幡製鉄政治献金訴訟最高裁判決は「会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進または反対するなどの政治的行為をなす自由を有する」と述べ、社会的実在たる会社の行う政治的行為は一定の限度内で承認しようとし、「会社による政治資金の寄付は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である」と判示した。しかし、営利法人たる会社が、政治献金という思想信条の表明と深く関連しかつ無償行為である贈与（民法第549条）を行うことは、法人（実際には取締役等）の思想信条によりその利害関係者たる個人の思想信条が制限されることにつながり（長谷部（1999）pp. 40-41）、法人の人権享有主体性の面からも慎重に判断する必要がある（中島（2001）p. 1287以下）。加えて、営利法人たる会社が、株主や従業員等に配分しうる利益をもって政治献金をなすことは、彼らが会社から経済的便益を受ける権利をも制限することになる。

以上の問題に対処するには、政治資金規正法等による公法規制の必要性も否定できないが、八幡製鉄政治献金訴訟判決のような混乱を避けるために、能力外の理論の会社法への適用を前提に、武藤（1994）が主張しているように、政治献金の規制を立法政策上から検討すべきである。すな

わち、民法第33条第2項により民法第34条を会社に適用しうることが法文上明確になったので、会社がなす政治献金を含む寄付に関して、小論で見たフィリピン会社法のように権利能力及び範囲を具体的に規定しておくことが会社の利害関係者の権利保護になり、また取締役の行為規範にもなる。そして、訴訟上においては制定法上の明確な裁判規範となるべき法源を与えることになる。フィリピン会社法における会社の政治献金禁止規定は、フィリピンにおける実効性や若干の制度上の不備は措くとしても、会社法で直接政治献金を規制するという他に類例をみない規制方法であり、わが国においても、立法政策上、検討すべき必要があると思われる。

注記

- 1) 八幡製鉄政治献金事件には多くの研究・評釈があるが、武藤（1994）は第一審担当判事による論考であり、立法論も踏まえ、本件の問題点を的確に論じている。
- 2) 政治資源（political resources）とは、一般にある組織が人々から支持、忠誠及び服従を獲得できる能力をもつことと定義されており（小林（1990）p. 88）、政治献金は政党との関係を深めるという点において企業の政治資源性を有している（なお、小林（1990）p. 85以下参照）
- 3) 武藤（1994）p. 47は、会社の政治献金に関する権利能力の有無については最終的に立法政策による対応が必要であると述べており、この点は小論の重要な視点である。
- 4) 自民党だけではなく、近時政権をえた民主党も政治献金問題で社会的な批判を浴びた。
- 5) 浜田（1998a/b/c）は、能力外の理論の会社法への適用を否定する立場から詳細な議論を展開し、山田（2001）は会社法上における能力外の理論の機能を積極的に評価している。しかし、2006年改正民法第33条第2項により、会社への民法34条の適用は法文上明確な根拠を得た。
- 6) アメリカの状況につき HAMILTON・山本訳（1999）p. 64以下参照。イギリスでは1985年と1989年会社法改正で実質的な廃棄に追いやられた（GOWER and DAVIES（1997）pp. 211-213, HANIGAN（2003）pp. 107-109）。なお、2006年会社法§31（1）では会社の目的の制限は放棄されており（HANIGAN ed.（2009）p. 17）、また1989年会社法の§35（1）は会社の権能は定款（memorandum）の制限を受けない旨明記されており、この規定は2006年会社法§39（1）にほぼ同旨で受け継がれている（WALMSLEY ed.（2003）p. 41, HANIGAN ed.（2009）p. 18, BENNETT *et. al*（2009）p. 89）。
- 7) 政治献金の公開金額の基準は200ポンドから2006年会社法では2,000ポンド以上とされ、その金額には無所属選挙候補者（independent election candidates）への寄付も含まれ、慈善寄付（charitable donation）の公開金額も2,000ポンド以上とされた（HANIGAN Ed.（2009）p. 117, cf. HANNIGAN（2003）pp. 508-509）。
- 8) 新興国の法制度の多くは、旧宗主国の法を継承しているため研究の意義が少ないように思われるが、フィリピン会社法においては独自のフィリピン・ファースト政策（filippino first policy）の影響を受けた規定も見られ、その社会や文化の特色を認識できる。
- 9) この規定は1987年憲法第12条第16項に受け継がれており、フィリピンにおける経済発展の目標（goal）を定め、円滑な経済発展を目的に法人設立の準則主義が規定されている（LEON（2002）pp. 348-354参照）。
- 10) 会社法の設立趣意書については HILBERO（1991）p. 1, NOLLEDO（2002）pp. 143参照。また、現行法における重要な変更点については HILBERO（1991）pp. 3-9。

- 11) フィリピンのパートナーシップは構成員間の契約により成立し(民法第1767条)、無限責任の general partnership と有限責任の limited partnership に類型化され、ともに法人格を有する(民法第1768条)ので、わが国の合名会社と合資会社に相当する(NOLLEDO (2002) p. 1 以下参照)。
- 12) NOLLEDO (2002) p. 278 では、金融会社が中央銀行金融局の正式な許可無く行った預金勧誘・受入について会社の能力外の行為であるとして当該会社の解散を命じた事例が紹介されている (Republic vs. Security Credit and Acceptance Corporation, L-20583, January 23, 1967.)
- 13) 政治献金禁止規定は、取締役の行為規範にはなるが、会社法上、株主代表訴訟(派生訴訟)制度が充実していないため、株主自ら原告となり訴訟提起できないので、第143条によりSECに申し立てるしかないと思われる。

参考文献

- 1) 五十嵐誠一 (2004) 『フィリピンの民主化と市民社会』成文堂。
 - 2) 桐原康栄 (2004) 「欧米主要国の政治資金制度」『調査と情報』第454号 pp. 1-11.
 - 3) 黒田清彦 (1997) 『新版スペイン会社法の研究(南山大学研究叢書)』中央経済社
 - 4) 古賀純一郎 (2004) 『政治献金』岩波新書。
 - 5) 小林俊治 (1990) 『経営環境論の研究』成文堂。
 - 6) 佐々木毅・吉田慎一・谷口将紀・山本修嗣編著 (1999) 『代議士とカネ 政治資金全国調査報告書』朝日選書。
 - 7) 鈴木竹雄 (1992) 「会社の政治献金」『会社法判例百選(第5版)』 pp. 8-9.
 - 8) 竹内昭夫 (2001) 『株式会社法講義』有斐閣。
 - 9) 恒川恵一 (1996) 『企業と国家』東京大学出版会。
 - 10) 富山康吉 (1975) 『現代商法学の課題』成文堂。
 - 11) 中川隆生 (2004) 「経団連の組織的政治献金再考」『世界』2004年4月号(第725号), pp. 133-141.
 - 12) 中島茂樹 (2001) 「憲法問題としての政治献金」『立命館法学』271/272号下巻, pp. 1267-1300.
 - 13) 中原俊明 (2003) 『米国における企業の社会的責任論と法的課題』三省堂。
 - 14) 長谷部恭男 (1999) 『憲法学のフロンティア』岩波書店)
 - 15) 浜田道代 (1998a) 「会社の目的と権利能力および代表権の範囲・再考(上)」『法曹時報』第50巻第9号, pp. 1-25.
 - 16) 浜田道代 (1998b) 「会社の目的と権利能力および代表権の範囲・再考(中)」『法曹時報』第50巻第10号, pp. 1-28.
 - 17) 浜田道代 (1998c) 「会社の目的と権利能力および代表権の範囲・再考(下)」『法曹時報』第50巻第11号, pp. 1-42.
 - 18) 早瀬晋三 (2009) 『未完のフィリピン革命と植民地化』山川出版社
 - 19) 武藤春光 (1994) 「会社は政治献金に関する能力を有するか」『商事法務』1343号, pp. 37-47.
 - 20) 明治大学政治資金研究会 (1998) 『政治資金と法制度』日本評論社。
 - 21) モンテス, M.F.・小池賢治 (1988) 『フィリピンの経済政策と企業』アジア経済研究所。
 - 22) 山田創一 (2001) 「Ultra Vires の再評価」『法学新報』第108巻5/6合併号, pp. 187-233.
 - 23) BENNETT, David A. et al. (2009) *Palmer's Company Law Annotated Guide to the Companies Act 2006*, Sweet & Maxwell.
 - 24) CASTANEDA, Catalino R. and HECTORS. De LEON. (2000) *Comprehensive Review of Business Law*, Rex Book Store.
 - 25) GOWER, L.C.B. and Paul L. DAVIES. (1997) *Gower's Principles of Modern Company Law*, Sweet & Maxwell.
 - 26) HAMILTON, Robert W. 山本光太郎訳 (1999) 『アメリカ会社法』木鐸社
 - 27) HANNIGAN, Brenda. (2003) *Company Law*, LexisNexis.
 - 28) HANNIGAN, Brenda. Ed. (2009) *Hannigan and Prentice : The Companies Act 2006 — A Commentary 2ed edition*, LexisNexis.
 - 29) HILBERO, Celso B. (1991) *Corporation Code of the Philippines with Comments (revised ed.)*, National Book Store.
 - 30) LEON, HECTORS S. De (2002) *Text Book on the Philippine Constitution*, Rex Book Store
 - 31) MIHAUPT, Curtis J. ed. (2009) 『米国会社法』有斐閣。
 - 32) MUYOT, Albert T. (2003) "A More Detailed and Vivid Mandate : Social Justice Under the 1973 Constitution" in MUYOT, A. T. ed, *Social Justice and Human Lights in the Philippines*, University of the Philippines Press.
 - 33) NOLLEDO, Jose N. (2001) *The Corporation Code with Annotations*, National Book Store.
 - 34) NOLLEDO, Jose N. (2002) *Handbook on Partnership and Corporation Code*, National Book Store.
 - 35) PASIMISO, Renato R. (2000) *Partnership and Corporation*, National Book Store.
 - 36) TORRES Jr., Justo P. (2000) *The Law on Business Organization*, Rex Book Store.
 - 37) WALMSLEY, Keith. (2003) *Butterworths Company Law Handbook*, LexisNexis.
 - 38) *California Corporations Code and Commercial Code with Securities Rules and releases 2009 Edition.*, Lexis Nexis.
 - 39) *Delaware Corporation Laws Annotated 2008-2009 Edition*, Lexis Nexis.
 - 40) *New York Corporation Law (White Book) 2009 edition*, Lexis Nexis.
- * 会社の政治献金に関する邦語文献は多くの研究で紹介されているため、紙幅の関係上、最小限にとどめた。

Regulation of Political Donations by Business Corporations under the Corporation Code of the Philippines

By

Koji KIHARA*

(Received February 25, 2010/Accepted June 11, 2010)

Summary : The Corporation Code of the Philippines provides that corporations may make reasonable donations for public welfare, charitable, cultural, scientific, civic or similar purposes in the provision of Corporation Laws of the US. However, it also provides that corporations shall not give donations to any political party or candidate for the purpose of partisan political activity. This provision has originality and it is very significant to rethink the legal problems of political donations by business corporations in Japan. This paper shows the content and meaning of the provision and necessity to adopt such a provision into the Company Law of Japan.

Key words : Corporation Code of the Philippines, political donations, corporate power, ultra vires doctrine

*Department of International Bio-business Studies, Faculty of International Agriculture and Food Studies, Tokyo University of Agriculture